


所管部課	子育て支援部 子育て支援課	部長	吉沢 寿子		
件名	東大和市助産の実施に関する規則の一部を改正する規則について				
		区分	<input type="radio"/>	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>児童福祉法施行細則（昭和41年東京都規則第169号）の一部を改正する規則の施行に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表「助産の実施費用徴収基準」中、世帯区分C階層第1階層の徴収金額を4,200円から4,500円に変更 ・文言の整理 <p>3. 施行日</p> <p>公布の日</p> <p>4. 影響及び効果</p> <p>対象者が限定的であるため、影響を受ける者はいない。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課において審査済み</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。